

第六十七回
帝國議會
貴族院

關稅定率法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

關稅定率法中改正法律案

大正十三年法律第二十四號中改正法律案

昭和七年法律第四號中改正法律案

關稅法中改正法律案

委員氏名

委員長 子爵曾我 祐邦君
副委員長 眞野 文二君

侯爵細川 護立君
侯爵德川 賴貞君
伯爵溝口 直亮君
男爵安保 清種君
子男井上 勝純君
子爵高橋 是賢君
男爵伊藤 一郎君
男爵安場 保健君
青木 周三君
大川平三郎君
磯村豐太郎君
大澤德太郎君
水野甚次郎君

昭和十年三月二十二日(金曜日)午前十時
三十五分開會

○委員長(子爵曾我祐邦君) 僭越ナガラ委

員長ノ席ヲ汚シマシテ、只今カラ本委員會
ヲ開キマス、政府ニ於カセラレマシテハ、
ドウゾ此四ツノ法案ヲ一括シテ委員會ニ付
シタイト思ヒマスルカラ、順序ノ分ルヤウ
ニ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(男爵矢吹省三君) 關稅定率法

中改正法律案外關稅ニ關係アル法律案三件
ニ付キマシテ、曩ニ本會議ニ於キマシテ大
要ノ御説明ヲ申上ゲマシタガ、此機會ニ於
テ少シク詳細ニ御説明ヲ致シタイト存ジマ
ス、説明ノ順序ト致シマシテ、先ヅ大正十
三年法律第二十四號中改正法律案及同法ト
關聯アルモノカラ御説明申上ゲマス、御承
知ノ通り、大正十三年法律第二十四號ト申
シマスノハ、贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル法
律デアリマシテ、本法ノ別表ニ掲ゲラレテ
アリマス物品ニ對シテハ、當分ノ内一般關
稅率ニ依ラズシテ、從價十割ノ輸入稅ヲ課
スト云フ趣旨デアリマス、本法ハ大正十三
年之ヲ實施シ、大正十四年ト昭和四年トニ
其別表品目中ヨリ合計三十餘種ノ品目ヲ削
除シテ、今日ニ至ッテ居ルノデアリマスガ、
現ニ本法別表第六十六號ノ項ニ掲ゲラレテ
居リマスル「別號ニ掲ケサル酒類」ノ中ニハ

燒酎類ガ含マレテ居リマス、然ルニ近來品
質粗惡ナ燒酎類ヲ輸入スル者ガアリマス爲
ニ、從價十割ノ輸入稅ヲ課スルノデハ、關
稅定率法別表輸入稅率ノ稅率ヨリモ低率ト
ナルノミナラズ、中ニハ内地造石稅ヨリモ
却テ課稅金額ガ小トナルモノモアリマスノ
デ、此際本品ハ十割稅ノ範圍カラ削除シ、
關稅定率法別表輸入稅率番號第六十六號ノ
稅率ヲ適用スルヲ適當ト認メタノデアリマ
ス、又貴石ハ大正十三年贅澤品トシテ從價
十割ヲ課セラレルコトナリマシタガ、翌
大正十四年ニハ機械用又ハ工業用ニ供スル
爲メ形ツクリタル貴石ダケヲ十割課稅品目
カラ除外シテ、本來ノ從價五分ノ關稅ヲ課
スルコトトシ、貴石ノ原石ヲ輸入シテ工業
用品又ハ機械用品ノ製造ニ供スルモノニハ、
十割稅ノ内九割五分ヲ免除スルト云フ制度
ガ設ケラレタノデアリマス、トコロガ、貴
石ノ如ク容積ガ甚ダ小デアッテ、其價格ノ著
シク高價ナモノヲ高率關稅ニ致シテ置キマ
スコトハ、色々ナ弊害ヲ誘發セシメル原因
トナルノデ、此際十割稅ヨリ除キマシテ、
改メテ從價一割ニスルノガ適當デアルト考
ヘタノデアリマス、但シ機械用又ハ工業用

ニ供スル爲メ形ツクリタルモノハ現在通り
從價五分ニ據置クコトニ致シタノデアリマ
ス、尙ホ從價一割ニ當ル貴石ヲ輸入シテ、
機械用又ハ工業用ニ供スル爲メ形ツクリタ
ル物ヲ製造シタル後ハ、從來通り一部ノ關
稅ヲ免除スル必要ガアルト認メマシタノデ、
關稅定率法第九條ヲ改正スルコトニシタノ
デアリマス、又別表第六百十二號ノ方ニ掲
ゲタル木材ニ關シマシテハ其記載方ヲ改
正スル方ガ適當ト認メマシテ、今回ノ字句
ヲ修正スルコトニ致シタノデアリマス、只
今申上ゲマシタ通り、此度貴石ノ關稅ヲ從
價十割カラ一割ニ引下ゲルコトニ致シマシ
タガ、現行關稅法中ノ罰則ヲ見マスルト、
關稅違脫犯ニ對シテハ、其稅金ノ三倍ニ相
當スル罰金又ハ科料ニ處シ、犯罪ニ係ル貨
物ヲ沒收スルコトニナッテ居ルノデアリマ
ス、從テ關稅率ヲ從價一割ト致シマス
レバ、罰金ハ其原價ノ三割ニ相當スル
罰金ニシカ當ラナイ結果ト相成ルノデ
アリマス、是デハ此種犯罪ヲ防止スル上
ニ十分デナイト思ハレマスノデ、關稅法第
七十五條ニ但書ヲ加ヘテ、原價ノ三倍トス
ルヤウニ致シタノデアリマス、尙ホ從來ノ

實績ニ徴シマスルニ、貴石ノ關稅通脫犯ニハ、之ガ故買等ノ犯則ガ從屬的ニ行ハレルト云フヨリモ、寧ロ故買犯人等ガ通脫犯人ノ原動力トナル場合ガ多イノデアリマス、然ルニ故買犯等ニ對シテハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルニ過ギナイノデ、關稅法第七十五條ノ二ニモ但書ヲ加ヘテ、是等ニ對シテモ嚴罰ニ處セントシタノデアリマス、次ニ關稅定率法中改正法律案ニ付キマシテ御說明申上ゲタイト存ジマス、同法中第九條ノ改正ニ付キマシテハ既ニ申上ゲマシタノデ、各品目ニ付キマシテ順次申上ゲマス、先ヅ人造麴香ヨリ申上ゲマスガ、同品中ニハ「ムスクキシロール」、「ムスクケトン」、「ムスクアンブレット」等色ミアリマスガ、是等ハ種類ニ依リ著シク價格ヲ異ニスルモノアルニ拘ラズ、現在ニ於キマシテハ一律ニ每百斤百十圓二錢ノ關稅トナツテ居リマスノデ、負擔ノ均衡ヲ圖ル必要ガアルト考ヘラレルノデアリマス、一方本邦ニ於テハ昭和四年頃カラ生産ガ開始セラレタノデアリマスガ、昨年秋頃ヨリ歐洲ニ於ケル本品ノ販賣統制ガ破レテ、輸入價格ガ漸次下落スル傾向ニアリマスノデ、本邦ニ於ケル人造麴香ノ生産ハ、輸入品ニ依リ可ナリノ壓迫ヲ受ケテ居ル次第デアリマス、就キマシ

テハ此際人造麴香「ムスクキシロール」ト、其他トニ區分イタシマシテ、前者ニ對シテ從價三割五分ニ相當スル從量稅每百斤百二十五圓ヲ、其他ノモノニハ色ミノモノガアリマスカラ、是ハ從價稅ト致シマシテ、其率ハ「ムスクキシロール」ニ對シマスルト同率ニ三割五分トシテ、以テ本邦斯業ノ確立ヲ圖ルノ要アリト思料シタノデアリマス、次ニ觸媒ニ付テ御說明申上ゲマス、本品ハ御承知ノ通り白金又ハ白金ハ鹽類ヲ主要ノ原料トスルモノガ多ク使用セラレテ居タノデアリマスガ、近來白金ノ觸媒ヨリモ其性能ノ優秀ナ「ヴァナヂウム」觸媒ガ多ク使用セラルル傾向ニナツタノデアリマス、然ルニ白金又ハ白金ノ鹽類ヲ含ム觸媒ハ無稅デアルガ、「ヴァナヂウム」又ハ其化合物ヲ含ム觸媒ハ從價三割ノ輸入稅ヲ課セラルコトトナツテ居ルノデアリマスノデ、此際白金觸媒ノ所ニ、此兩者ヲ一括掲記シテ無稅トスルコトニシタノデアリマス、稅表番號第二百九十九號第四項ニ該當スル漂白シタ平織ノ亞麻布及亞麻綿交織布ハ、從來本邦ニ其生産ガ殆ド無ク、主トシテ之ヲ輸入シ、加工ヲ施シ、卓子掛、「ハンカチ」等ニシテ輸出シテ居タノデ、之ヲ無稅ニシテ居タノデアリマス、然ルニ近來本品ハ輸出方面ニ供セラレ

ルヨリモ、寧ロ國內消費ニ供スル向ガ多クナリ、又我國ニ於テモ本品ト同様ナ物モ生産シ得ルヤウニナツテ居リマスノデ、本項ハ之ヲ削除シマシテ、稅表分類上元來各目ガ分屬スベキ稅番ニ歸屬セシメテ、各、其稅率ノ適用ヲ受ケルヤウニスルノガ適當デアルト思料シタノデアリマス、其次ニアリマス「マグネシウム」ハ昭和六年頃カラ生産セラレルヤウニナリマシタ爲メ、昭和七年其輸入稅ヲ改正シテ、每百斤四十九圓五十錢ヲ課スルコトニ定メラレタノデアリマス、然ルニ「マグネシウム」合金ハ、其性狀用途等ガ「マグネシウム」ト殆ド同一デアルニモ拘ラズ、從價一割ヲ課セラルルコトニナツテ居ルノデ、彼此レ權衡ヲ失フバカリデナク、本邦「マグネシウム」工業ニモ惡影響ガアリマスガ故ニ、此際「マグネシウム」中ニ「マグネシウム」合金ヲ一括掲記シテ、同一率ヲ課スルヤウニ改正スルヲ適當ト認メタノデアリマス、最後ニ「ヴァルカナイズドフアイバー」ハ現在デハ押型ヲ付シタルモノト其他トニ區分セラレマシテ、前者ハ從來本邦ニ其生産無カリシニ依リ、每百斤十五圓三十九錢ヲ、後者ハ本邦ニ其生産セラル關係上、每百斤二十四圓三錢ヲ課セラレテ居ルノデアリマス、然ルニ近來押型ヲ付

シタルモノモ生産セラルルヤウニナリマシタノデ、此際兩者ノ區分ハ之ヲ廢シ、一本ノ稅率トシテ之ニ從價二割ニ相當スル從量稅、每百斤二十六圓ヲ配スルコトトシタノデアリマス、次ニ昭和七年法律第四號中ノ改正法律案ニ付キ御說明申上ゲマス、昭和七年法律第四號ト申シマスノハ、輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律デアリマシテ、其規定ヲ見マスト「關稅定率法別表輸入稅表ニ定メタル從量稅率ハ當分ノ内之ヲ其ノ百分ノ百三十五トス但シ同輸入稅表ニ掲クル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲クルモノノ從量稅率ハ此ノ限りニ在ラス」ト云フノデアリマス、今回關稅定率法中改正法律案ニ依リマシテ、其稅率ヲ改正セラルベキ物品中、從量稅ヲ課セラレル「ムスクキシロール」、「マグネシウム」合金及「ヴァルカナイズドフアイバー」ノ三品目ニ付キマシテハ、其生産、輸入及需給關係等諸般ノ事情ヲ勘案シ、稅率ヲ配シタノデアリマスカラ、此上三割五分ヲ賦課スルノ必要ガナイノデ本改正案ヲ提出シタノデアリマス、尙ホ御質問ニ依リマシテソレノ關係當局カラ御說明申上ゲルコトニ致シマス

○委員長(子爵會我祐邦君) 政府ノ提案ノ理由ノ御說明ハ承リマシタ、然ルニ色ミム

ツカシイ字句ガゴザイマシテ、我々委員ハ少シ分り兼ねマス點モアリマスカラ、政府委員ノ御方カラ常識的ニ一ツ之ヲ御説明願フト、委員諸君ノ御質問ニ對シテ非常ニ便利デアラウト思ヒマスカラ、極ク細カイ點ハ要リマセヌガ、只今御説明ノ中ニアリマシタコト、殊ニ此法案ニ書イテ居リマスノハ一體ドウ云フモノデアルカト云フコトノ説明ヲ與ヘテ戴キ度ウゴザイマス

○政府委員(谷口恒二君) ソレデハ只今委員長ノ仰セニナリマシタ御趣旨ニ依リマシテ、極ク大體ノコトヲ法案ニ付テ御説明申上ゲルコトニ致シマス、法律案ハ御手許ニ四ツ差上ゲデアリマスガ、此大正十三年法律第二十四號中改正法律案ト云フモノニ付キマシテ、先ニ御説明ヲ申上ゲルノガ順序カト思ヒマス、此大正十三年法律第二十四號ト申シマスノハ、贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律ト呼ビ慣ハサレテ居ルモノデアリマシテ、此法律ノ別表ニ掲ゲテ居リマス品目ニ付キマシテハ十割稅ヲ課シテ居ル、サウ云フ法律デアリマス、其法律ノ中カラ今回改正イタシマス要點ト致シマシテハ、貴石、**「ダイヤモンド」**ナンカノ含マレテ居リマス貴石ヲ、十割稅ヲ課シマス品目ノ内カラ除外シマス、ト申シマスコトガ改正ノ

第一點デアリマス、此文書ノ中デ「第二項中貴石若ハ」ヲ削ルト書イテ居リマスノガソレニ當ルノデアリマス、少シク申落シマシタガ、第二項中「貴石若ハ」ヲ削ルト書イテアリマス、同第四百十二號ノ項ヲ削ルト書イテゴザイマスノガ、其二ツガ貴石ヲ除外スルコトニ關スル改正デゴザイマス、デ改正ノ第二點ト致シマシテハ、燒酎類ト申シマスルヤウナモノガ、十割稅ヲ掛ケラレタ方ガ、本來關稅定率表、我國ノ稅率表ニ決メテアリマス所ノ稅率ヲ課セラレルヨリハ安イト云フ結果ニ相成ルノデアリマス、只今燒酎類ニ課セラレマス所ノ稅金ハ稅率表ニ、本來ノ稅率表ニ決メテアリマス所ノ稅金ハ、大體ニ於キマシテ毎百「リットル」九十九圓何ガシト云フコトニナッテ居リマス、然ルニソレガ十割稅ニ關スル法律ニ依リマシテ十割ヲ掛ケルト云フコトニナリマス、却テ其九十九圓何ガシト云フモノヨリハ安イト云フ結果ニ相成ッテ居リマス、言葉ヲ換ヘテ申上ゲマス、其燒酎類ナドノ價格ト云フモノガ非常ニ低イノデアリマシテ、十割稅ヲ掛ケラレル方ガ九十九圓何ガシト云フヨリモ安イト云フコトニ相成ッテ居リマス、是ハ十割稅ト申シマシタナラバ非常ニ高イ稅率デアルト云フ風ニ一概ニ

モ考ヘラレルノデアリマスルケレドモ、案外價格ノ低イモノガゴザイマシテ、十割稅ヲ掛ケタガ爲ニ却テ低イ稅率ニナルト云フヤウナ都合ナ結果ガ現在起ッテ居ルノデアリマス、就キマシテハサウ云フモノニ付キマシテ、燒酎類ト云フヤウナ價格ノ低イモノニ付キマシテハ此十割稅カラ省キマシテ、本來ノ元通りノ大體ニ於キマシテ毎百「リットル」九十九圓何ガシト云フ稅金ヲ掛ケルコトニ改メタイト云フノガ改正ノ第二點デゴザイマス、其コトガ、六十六別號ニ掲ゲザル酒類(燒酎類ヲ除ク)ト云フ風ニ改メルト云フコトガ文書ニ表ハレテ居ルノデアリマス、改正ノ第三點ハ最後ニ書イテアリマスル同第六百十二號ノ項一ヲ左ノ如ク改ムト云フコトニ書イテゴザイマスガ、是ハ斯ウ云フ事柄デゴザイマス、此紫檀、黑檀、鐵刀木ト云フモノニハ只今十割稅ガ掛ッテ居ルノデアリマス、所ガ是ハ昭和四年ニ此類ノ木材ヲ改正イタシマス際ニ、昭和四年前ニハ花梨木トカ黃楊木ト云フモノニ十割稅ガ掛ッテ居リマシテ、花梨木、黃楊木、紫檀、黑檀、鐵刀木ト云フモノニハモト／＼十割稅ガ掛ッテ居リマシタ、昭和四年ニ花梨木ト黃楊木ダケハ十割稅カラ外ズシタノデアリマス、ソレハ花梨木トカ黃楊木トカ云フモノ

ハ日常ノ家具類ニ使ハレテ居ルノデアリマスカラ、十割稅ヲ課スルニ當ラナイト云フ意味ヲ以チマシテ、花梨木ト黃楊木ヲ落シマシタノデアリマス、其落シマシタ際ニ此法文ノ書方ガ少シ足リナイ點ガゴザイマシテ、誤解ヲ招クヤウナ點ガゴザイマシテ、十割稅ノ掛カル範圍ト云フモノガドウモ明カデナイ、法文ノ書方ガ明カデナイト云フヤウナ點ガアリマシタノデ、其後改正ノ機會ヲ窺ッテ居リマシタノデアリマスケレドモ、贅澤稅法ノ改正ガゴザイマセヌノデ、本年此機會ヲ得マシタノデ、書方ヲ改メマシテ誤解ノ無イヤウニ改正スルコトニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、是ハ只今申上ゲマシタヤウニ鐵刀木、紫檀、黑檀ニハモト／＼十割稅ガ掛リマシテ、今回其十割稅ガ掛ルト云フ點ニ付キマシテハ何等改正ハナイノデアリマシテ、唯法文ノ書方ヲ實質ト合ヒマスルヤウニ改正シヤウト云フ、申サバ形式的ノ方便ノ改正ト云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマス、ソレガ大體此贅澤稅法ト云フモノノ改正ノ要點デゴザイマス、只今申シマシタ三點ガ是ガ改正ノ要點デゴザイマス、此只今申シマシタ中デ特ニ貴石等ニ付キマシテハ色々從來モ貴族院ノ請願委員會ナドニモ御厄介ヲ掛ケテ居リマシ

タノデアリマスガ、此十割稅カラ外スト云フコトニナリマス。ト云フト、ドウ云フ稅金ガ課セラレルカト申シマス、ソレハ本來ノ關稅定率法別表、關稅定率法ト云フノガ日本ニ稅率ヲ決メタモトノ根本ノ法律デアリマス。カラ、關稅定率法ノ別表ニ書イテアリマス。稅金ガ掛カルト云フコトノ段取ニナルノデアリマスガ、ソレガ只今貴石等ニ付キマシテハ五分ト云フコトニナッテ居リマスガ、此際十割稅カラ落スト同時ニ、貴石ニ付キマシテハ之一割ト云フ稅率ヲ盛ラウト云フヤウナ考デ、關稅定率法中改正法律案、此關稅定率法中改正法律案ト云フノガ御手許ニ上ゲテアルノデアリマスガ、其貴石ノ關係カラ先ヅ關稅定率法中ニ改正ヲ加ヘル必要ヲ生ジテ來ル次第デアリマス、貴石ノコトヲ先キニ申シマシタノデ少シ前後イタシマス。ルガ、此關稅定率法中改正ノ一頁ノ最後ノ行ニ四百十二號貴石ト云フコトガ書イテゴザイマシテ、左ノ如ク改ム、四百十二號貴石、サウシテ二頁ノ初メノ所ニ機械用又ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタルモノ從價五分、其他從價一割ト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、此機械用又ハ工業用ニ供スル爲形ツクリタルモノト云フノハドウ云フモノカト申シマス

ト、「ダイヤモンド」ニ少シ窪ミヲ付ケマストカ、或ハソレニ穴ヲアケマストカ云フコトヲ致シマシテ、穴ヲアケマシタモノニ付テハ細イ線ヲ挽クノニ用キマス、又窪ミヲ付ケタモノハ機械ノ回轉ノ部分ヲ和ゲル軸承ト云フモノニ用キルト云フヤウナ、工業用機械用ノ用途ガアルノデアリマス、是ハ十割稅ガ掛ッテ居リマシタ當時ニ於キマシテモ、是等ノモノハ十割稅ノ掛ラナイヤウニ致シマシテ、五分ヲ掛ケルコトニ致シテアッタノデアリマシテ、斯ウ云フヤウナ貴石ノ中デモ機械用ヲ用キマストカ工業用ニ用キマストカ云フヤウナモノハ、從來通り五分ニ置イタノデアリマス、ソレハ貴石ノ中デモ極ク小部分デアリマス。カラ、其他ト書イテアルノガ大部分デアリマシテ、是ハ從價一割、極ク碎イデ申シマス。ルト貴石ハ現在ハ十割デアアルケレドモ、今度ハ一割ニナルト云フノガ改正ノ極ク大キナ要點デアリマス、關稅定率法中改正案ニハ此只今申上ゲマシタ貴石ノ外ニ數品アルノデアリマシテ、其中デ主ナル品目ニ付キマシテ一通リ大體ノコトヲ申上ゲマスト、先ヅ第一點ハ人造麝香デゴザイマス、人造麝香ハ御承知ノ通りニ是ハ全ク「コルタール」製品ノ中カラ人造イタシマシテ、色ミノ香料ニ用

キテ居リマス、石鹼ニ用キマストカ或ハ其他化粧品ニ用キルトデアリマス、是ガ最近ニ於キマシテハ大分我國ニ於テ生産ガ出來テ來テ居ルノデアリマス、現在ハ人造麝香ト申シマスモノハ、品物ノ如何ニ拘リマセズ毎百斤百十一圓何ガシト云フ稅金ヲ掛ケテ居ルノデアリマスガ、是ハ先程政務次官ガ御説明イタサレマシタ如ク外國ノ方デ色ミ是ノ鞏固ナ組合ガ出來マシテ、日本ノ内地ノ製品ヲ押ス氣味ガアリマス。ルノデ、是ハ幾分稅率ヲ引上ゲテ保護スル必要ガアルト思フノデアリマス、同時ニ又此人造麝香ト申シマス。ルモノハ現在ニ於キマシテハ、種類ノ如何ニ拘ラズ、只今申シマシタ百十圓何ガシト云フ一本ノ稅率ガ盛ッデアリマス。ル爲ニ、「ムスクキシロール」ト云フヤウナ安イモノト、「ムスクケトン」ト云フヤウナブレット」ト云フヤウナ價格ノ高イモノニ對スル稅率ノ當リ方ト云フモノノ其響キガ方強弱ノ程度ヲ異ニスルヤウナ點モアリマス。ルノデ、權衡ヲ失スルト云フ意見モ自カラ出テ來ルノデアリマス、就キマシテハ品物ヲ分ケマシテ、「ムスクキシロール」ト云フヤウナ内地ニ生産ノ多イモノニ付キマシテハ特別ノ從量稅、百二十五圓ト云フ從量稅ヲ盛ルコトニ致シマシテ、ソレカラ

其他ノモノニ付キマシテハ從價三割五分ト云フコトニ致シマシテ、價格ノ高低ニ依ッテ三割五分ダケ當ルト云フヤウニ、其當リ方ニ強弱ノ程度ノナイヤウニ改正シヤウト申シマス。ルノガ改正ノ要旨デゴザイマス、ソレカラ此關稅定率法中改正法律案ト申シマス中ノ一頁ノ終リカラ三行目ノ所ノ「第二百九十九號第四項ヲ削リ」云々ト云フコトガ書イテアリマシテ品目ガ出テ居ラナイノデアリマスガ、是ハ麻布等ニ關スル改正デゴザイマス、是ハドウ云フコトカト申シマス。ルト云フト、麻布ノ中デ割合ニ「キメ」ノ細カイ地ノ良イモノガ從來特別ニ無稅ニ致シテアルノデアリマス、ソレハ單位面積ノ廣サガ百平方「メートル」ニ付キ十五「キログラム」ヲ越エザルモノト云フヤウナ點デ制限ヲ致シマシテ、サウ云フ種類ノモノニ付テハ從來特ニ無稅ニ致シテ居ッタノデアリマス、何故無稅ニ致シテ居ッタカト申シマストソレヲ輸入イタシマシテ、「イギリス」等カラ輸入イタシマシテソレニ「カガリ」ヲ致シマス。トカ縫ヒヲ致シマス。トカ「ハンカチーフ」トカニ致シマシテ、「アメリカ」ニ輸出スルトカサウ云フ輸出ノ原料品ニナルト云フヤウナ關係デ從來無稅ニ致シマシタノデアリマス、然ルニ最近ノ情況ヲ見マス

ト云フト餘リサウ云フ原料品ニ使ハレルコトガ無クテ、國內ニ用キラレルト云フコトモ起テ参リマシタシ、又サウ云フモノガ海外ニ仰ギマセズシテモ内地デモ生産ガ出來ルト云フヤウナ、多少情況ニ變化ラ來シテ参リマシタノデ、特別ニサウ云フ種類ノモノヲ引拔キマシテ無税ニスルト云フコトノ特別ノ計ラヒラスル必要ガ無クナリマシタヤウナ最近ノ情況デアリマス、ソレデ此麻布其他ノ布類ニ付キマシテハ、一般ニ相當ノ税金、一割乃至三割ト云フヤウナ税金ガ掛ケテアリマスノデ無税ト云フ取計ラヒラ止メマシテ、サウシテ外ノ麻類ガ掛ケラレテ居ルト同ジヤウナ税金ヲ此際掛ケルコトニ改メルト云フノガ改正ノ趣旨デゴザイマス、ソレカラ「マグネシウム」合金ニ關スル改正ガ出テ居リマス、ソレハ二頁ニ出テ居リマス、「マグネシウム」ハ昭和七年ニ改正イタシマシテ毎百斤四十九圓五十錢ト云フ税金ヲ掛ケテ居リマスガ、「マグネシウム」ノ合金ハソレトハ別ノ取扱ヲ受ケテ居ルノデアリマシテ、大體從價一割ト云フコトノ扱ヒヲ受ケテ居ルノデアリマス、併ナガラ「マグネシウム」合金ハ其性狀カラ申シマシテモ、其用途カラ申シマシテモ「マグネシウム」ト同ジヤウニ取扱フノガ穩當デアルト云フヤ

ウニ考ヘラレマスルノデ、此際「マグネシウム」ト同ジヤウニ同ジ稅率ヲ盛ルコトニ致シマシタ、「マグネシウム」ト「マグネシウム」ノ合金トハ別ノ扱ヒラセズシテ、同ジ扱ヒラスルヤウニ致シタイト云フコトガ此「マグネシウム」合金ノ改正ノ要旨デゴザイマス、ソレカラ「ヴァナヂウム」ト云フモノガ改正ニナツテ居ルノデアリマス、此「ヴァナヂウム」ハ現在税金ノ掛ツテ居リマスルモノヲ、掛ラナイヤウニスルト云フノガ改正ノ要旨デゴザイマス、是ハドウ云フモノカト申シマスルト云フト「ヴァナヂウム」ノ觸媒、觸媒ト申シマスルモノハ化學的ノ反應ヲ促進スル作用ヲナスモノダサウデゴザイマシテ、硫酸ノ製造ニ使ハレル、此「ヴァナヂウム」觸媒ト申シマスルモノハ硫酸ノ製造ニ使ハレルノデアリマス、亞硫酸瓦斯ト酸素トヲ化合サセル時ニ「ヴァナヂウム」ノ觸媒ト云フモノヲ通シマスルト云フト化合ガ促進サレル、其「ヴァナヂウム」ノ觸媒ヲ通サナイト化合ハムツカシイケレドモ、此「ヴァナヂウム」ノ觸媒ト云フモノヲ通シマスト云フト、化合ガ促進サレル、詰リ化學的反應ノ仲立チラスル作用ヲ持ツテ居ルモノト心得テ居ルノデアリマス、「ヴァナヂウム」ノ觸媒、其「ヴァナヂウム」ノ觸媒ト申シマス

ルモノガ、近來硫酸製造ニ非常ニ用キラレルヤウニナツタサウデアリマス、ソレデ是ハ税金ガ現在ノ所デハ三割掛カルノデアリマスルガ、其硫酸製造ノ必要ナル此原料品ト申シマスルカ、此原料ノ裝置ト申シマスルカ、其「ヴァナヂウム」ノ觸媒ニ三割モ税金ガ掛カルノデハ硫酸ノ製造工業ニ好マシカラザル影響ガアルト云フ風ニ考ヘラレルノデアリマス、ソレデ幸ニ致シマシテ、從來白金ノ觸媒ニ付キマシテハ無税ニ致シテアッタノデアリマス、白金ノ觸媒ハ是ハ工業上必要デアルト云フ點ハ氣ガ付イテ居リマシテ、無税ニ致シテ居ッタノデアリマスルガ、「ヴァナヂウム」觸媒ト云フモノガ最近用キラレルコトニ相成ツタモノデアリマスル關係上、是ハ先程申シマシタヤウニ三割ノ税金ガ掛ツテ居リマシテ、無税ニハナツテ居ラナイト云フコトニナツテ居リマスルノデ、此際「ヴァナヂウム」觸媒ト云フモノモ白金ノ觸媒ト同ジヤウニ無税ニスルノガ宜シカラウト申シマスルノガ、是ガ此改正ノ趣旨デアリマス、其外細カイ點ニ至リマシテハ現在媒觸劑ト云フヤウナ言葉ヲ用キテ居リマスルガ、是ハ餘リ學問ノ方デモ用キラレナイ言葉ダサウデアリマシテ、觸媒ト云フ言葉ニ改メルト云フヤウナコトニ致シタノ

デアリマス、最後ニ「ヴァアルカナイズドファイバー」ト云フノデゴザイマスガ、是ハ御承知ノ通りニ靴ノ革ト同ジヤウナ用途ニ使ハレルノデアリマシテ、原料ハ麻、紙トカ云フモノヲ硫化亞鉛デ以テ固メタモノデアル、此中デ此押型ノ付シテアルモノト、型ノ何モ付イテナイモノトガアルノデアリマシテ、型ノ付イテナイマスルモノハ御承知ノ通りニ「トランク」ノ如キ物ノ革類ノ「ヴァアルカナイズドファイバー」ノ「トランク」ナンカニ用キラレテ居ルノデアリマス、現在ニ於キマシテハ「ヴァアルカナイズドファイバー」ト申シマスモノハ押型ヲ付シタルモノト、ソレカラ押型ヲ付シテナイモノト此二通りニ分ケマシテ、別々ノ税金ヲ盛ッテ居リマス、押型ヲ付シタルモノノ方ニ十五圓何ガシト云フ比較的安イ税金ヲ盛ッテ居リマス、何故安イ税金ヲ盛ッテ居リマスカト申シマスト云フト、大正十五年ノ改正ノ際ニマダ此押型ヲ付ケタモノガ我國デ生産ガナカッタノデアリマス、生産ガアリマセヌデシタ關係上、押型ヲ付ケタモノダケハ稅率ヲ安ク致シマシテ、輸入ニ便ニシ、其他ノモノニ付キマシテ多少保護ノ意味デ以テ税金ヲ上ゲタノデアリマスルガ、最近ニ至リマシテ押型ヲ付シタルモノモ内地デ生産

ガ出來テ參リマシタノデ、之ヲ特別ノ配慮
 デ以テ安クシテ置ク必置ガ無クナリマシ
 タ、押型ヲ付セナイモノト同ジヤウニ今回
 ハ一本ノ稅率ト致シマシテ、種類ヲ小分け
 致シマセズシテ毎百斤二十六圓ノ稅率ヲ
 盛ッタ方ガ宜シカラウト云フノガ此改正ノ
 趣旨デゴザイマス、是ガ只今申シマシタ釐
 澤稅ト、關稅定率法中ノ改正法律案此二ツ
 ノ品目、七品目ニ關スル改正ノ主ナル點デ
 アリマス、昭和七年法律第四號中改正法律
 案ト云フノガゴザイマスガ、是ハマダ昭和
 七年ニ制定サレマシタ……御協賛ガアリマ
 シタ法律デゴザイマシテ、御記憶ニ新ナ所
 ト思フノデアリマスルガ、從量稅率ニ付キ
 マシテ三割五分ノ稅率ヲ致シマシタ其法律
 ガ昭和七年法律第四號デアリマス、此法律
 ハ當時ノ爲替ノ情況等カラ考ヘマシテ、
 從來決メラレテ居ッタ所ノ從量稅率ニ對シ
 テハ一律ニ三割五分ヲ掛ケル、唯別表ニ
 掲ゲテアル品目ニ對シテハ三割五分ヲ増
 率シナイ、サウ云フ立前ニナッテ居リマス、
 其當時別表ニ掲ゲラレテ居リマシタノハ昭
 和七年以後ニ於キマシテ最近ノ化學、最近
 ノ情況ト云フモノニ依ッテ新ニ從量稅率ヲ
 盛リマシタノハ、是ハ特ニ三割五分ヲ設ケ
 ル必要ガ無イト云フノデ、別表中ニ新シイ

改正品目ヲ載セマシテ三割五分ヲ賦課スル
 コトノ除外ヲ設ケテ居ルノデアリマス、今
 同改正案トシテ提出イタシテ居リマス中デ
 先程御説明イタシマシタ如ク、此人造麝香
 ノ如キ、「ムスクキシロール」、「マダネシウ
 ム」、「マダネシウム」合金ト云フヤウニ從
 量稅率デアリマシテ、昭和七年ノ法律第四
 號ヲ改正イタサナイデ置キマス云フト、
 改正案ノ中ニゴザイマスル百二十六圓ト云
 フモノニ更ニ三割五分ノ賦課ガ加ハルノデ
 ゴザイマスルケレドモ、是ハ今回提出ヲ致
 シマシタ改正案ハ最近ノ情況、最近ノ價格
 ト云フモノヲ考ヘテゴザイマスノデ、此上
 更ニ三割五分ヲ掛ケルコトノ必要ハゴザイ
 マセヌノデ、三割五分ヲ掛ケルモノカラ除
 外サレル品目ノ中ニ加ヘヤウト思ヒマスノ
 ガ昭和七年法律第四號中改正法律案デゴザ
 イマス、是ハマダ整理的ノモノデゴザイマ
 ス、最後ニ關稅法中改正法律案ト申シマス
 ノハ此罰則ノ改正デゴザイマシテ、先程政
 務次官モ御説明ニ相成リマシタ如ク、「ダイ
 ヤモンド」等ノ貴石ヲ從價十割カラ一割ニ
 下ロシマスニ付キマシテ、之ヲ現在關稅法
 ノ立前デハ稅金ヲ脫稅イタシマシタ場合ニ
 ハ稅金ト三倍ト云フコトニ決ッテ居リマス、
 サウスルト云フト一割ノ稅金ヲ逃レタナラ

バ三割デ濟ムト云フコトニナル、是デハ此
 貴石等ノ違脫ヲ防グト云フ目的ニ於テ十分
 デナイト心得ラレマスノデ原價ノ三倍ト云
 フコトニ、此貴石等ダケニ付テハ原價ノ三
 倍ト云フコトニ罰則ヲ重クシ、ソレカラ又
 此貴石等ノ故買犯、ソレト知リナガラ其稅
 ノ逃ガレタモノヲ買フト云フヤウナコトガ
 從來非常ニ行ハレタ、之ニ對シマシテハ一
 千圓以下ノ罰金ト云フコトニ相成ッテ居リ
 マスノデアリマスガ、此方面ニ於キマシテ
 モ注意ヲセネバナラスト考ヘマスノデ是亦
 五千圓以下ト云フコトニ致シマシタ、其原價
 ガ五千圓ヲ超エル時ニハ原價ニ相當スル金
 額ヲ取ルト云フコトニ罰則ヲ改メルト云フ
 コトニ致シタノデアリマス、要スルニ貴石
 ニ付キマシテハ二重ノ條件ノ、サウ惡イコ
 トラスルコトヲ誘惑サレルヤウナ高イ稅金
 ニセズ、低イ稅金ニスルト同時ニ、ソレデ
 モマダ惡イコトガ行ハレマス場合ニハ罰ハ
 重クシヤウト云フコトガ改正ノ要點デゴザ
 イマス、諄イコトヲ申上ゲマシタガ、之ヲ
 要スルニ今回ノ改正ハ貴石外七品ニ關スル
 モノデゴザイマシテ、大體ニ於テ從來陳情、
 請願其他ノゴザイマシタモノニ付キマシ
 テ、此趣旨ヲ考ヘマシテ茲ニ提出サレマシ
 タ次第デゴザイマス、ソレカラ只今私説明

ヲ申落シタノデアリマスガ、此關稅定率法
 中改正法律案ノ中ニ茶鉛ヲ「機械用若ハ工業
 用ニ供スル爲形ツクリタル貴石、茶鉛」ニ改
 メルト云フ條文ガゴザイマスノデアリマス
 ガ、此茶鉛ト申シマスノハ現在、茶ヲ包ム
 鉛ノコトヲ茶鉛ト言ウテ居ルノデアリマ
 ス、ソレデ此改正ノ要點ハ、機械用若ハ工
 業用ニ供スル爲メ形ツクリタル貴石ヲ加ヘ
 ルノガ要點ニナッテ居リマス、是ハ其機械用
 若ハ工業用ニ供スル爲メ形ツクリタル貴石
 ト申シマスコトノ意味ニ付テ、先程申シマ
 シタヤウニ窪ミヲ付ケルトカ、穴ヲ付ケル
 トカ云フサウ云フモノヲ云フノデアリマス
 ガ、窪ミノ付イテナイモノ、穴ノマダアイ
 テナイヤウナ貴石ヲ外國カラ入レマス十
 割ノ稅金ガ掛カルノデアリマスガ、内地ニ
 於テ窪ミヲ付ケタリ、穴ヲアケマシタ時ニ
 ハ之ニ只今ニ於キマシテモ九割五分ノ稅金
 ヲ返ス、五分ダケ掛ケルコトニ致シテ居ルノ
 デアリマス、十割ノ稅カラ外シテ貴石ノ稅
 金ヲ一割ト云フコトニ改正イタシマスニ付
 テモ今後ニ於テモ矢張り一割ノ稅金ヲ拂ッ
 テ、一割ノ稅金ノ掛カル貴石ノ原石ヲ輸入
 シテソレニ内地、國內ニ於テ窪ミヲ付ケタ
 リ穴ヲ付ケタリスル際ニハ、五分ダケハ返
 サウト云フコトノ制度ニ致シタイト云フノ

ガ此第九條第二項中ノ茶鈴ヲ何ニ改ム
云々ノ趣旨デゴザイマス

○水野甚次郎君 詳シク御説明ヲ得マシテ
甚ダ光榮ニ存ジマス、能ク分リマシタガ、
本法案ヲ御提案ニナリマシタコトニ付キマ
シテチョット御尋ラシテ見タイノデアリマ
ス、即チ木材關係デ、紫檀、黒檀、鐵刀木、
花梨木、黃楊木、是ハ贅澤品トシテ税金ガ
掛ケテアツケレドモ、其後昭和四年ニ於テ
花梨木、黃楊木ハ日用品デアルカラ之ヲ此五
ツノ品目カラ省イテ、贅澤品デナイト云フ
コトニシタダト云フ只今ノ御説明デアリ
マシタ、然ル所其法文ノ書方ガ惡イカラ今
回改正案ヲ提案シタ、苟モ法律ヲ定メマス
上ニ總理大臣並ニ關係各大臣ガ責任ヲ以テ
陛下ノ御裁可ヲ仰イデ法案ヲ出サレルノデ
アリマス、然ルニ昭和四年以來法文ガ惡イ
カラソレヲ修正スル機會ガ無カッタ、今回ソ
レヲ修正スル爲ニ出スノダ、私ハ苟モ陛下
ノ御裁可ヲ仰イデ出ス法律ガ、法文ガ惡イ
カラ之ヲ修正シナケレバナラスト云フコト
ハ、陛下ニ對シテ申譯ノナイコトデハアリ
マセスカト思フノデアリマス、當時ノ大臣
ハ今御出デニナリマセヌデアリマセウケレ
ドモ、當時此法文ヲ書イタ責任者ハアルニ
違ヒナイ、而モ其當時ノ責任者ヲ如何ニ當

局ハセラレルノデアルカ、一面カラ言ヘ
バ、陛下ヲ欺イタコトニナル、此責任ヲ如
何ニセラレルノデアルカ、如何ニ處斷セラ
レルノデアルカ、之ヲ先ヅ御伺ヒシタイ、

次ニ御尋イタシマスノハ貴石ノ問題デアリ
マス、貴石ヲ衆議院ニ於テモ貴石ノ關稅ヲ
變ヘナケレバナラスト云フコトハ、法律ヲ
潛デ税金ヲ免レル者ガアル、ソレヲ防グコ
トガ出來ナイ、之ヲ防グコトガ出來ナイ、
所謂政府ガ違法者ニ負ケタカラ今度ノ改正
法律ヲサレルノデハナイカ、斯ウ云フ質問
ヲシタ一委員ガ速記録ニ依ッテ見ルトアリ
マスガ、私モ其感ガスルノデアリマス、此
點ニ付テ衆議院ニ於テ御答辯ガアリマシタ
ノデゴザイマセウケレドモ、貴石ノ關稅ヲ
變ヘナケレバナラスト、十割ヲ一割ニシナ
ケレバナラスト其理由ヲハッキリト御説明
ヲ願ヒタイ
○伯爵溝口直亮君 私ハ水野君ノ御發言ニ
付テ一言申述ベタイト思ヒマス、陛下ヲ欺
キ奉ルト云フコトハ非常ニ重大ナコトダト
心得マスガ、ハッキリソレハ仰ッシャッテ責任
ヲ御取リニナルノデスカ
○水野甚次郎君 陛下ヲ欺キ奉ルヤウナ意
味ニナリハシナイカト存ジマスケレドモ、
ソレハ御注意モゴザイマシタカラ其語ハ取

消シマシテモ宜シウゴザイマス
○伯爵溝口直亮君 宜シイト仰シヤルノデ
ハ私困リマスガ、御取消ニナルノカ、ナラ
ナイノカ、ソレヲ伺ヒマス

○水野甚次郎君 ソレハ政府ニ對シテ御尋
ネスルノデアリマス
○伯爵溝口直亮君 併シ發言上ノコトデゴ
ザイマスカラ御取消ニナルカ、ナラナイカ
○水野甚次郎君 陛下ニ對シテ 陛下ヲ
欺キ奉ルコトニナリハシマセヌカト云フ御
尋ラシテ居リマス
○伯爵溝口直亮君 先程ノ御發言ハ多少筆
記錄ヲ見ナケレバ分リマセヌガ、サウ云フ
風ニ御改ニナリマスガ、ソレヲハッキリ伺ヒ
マス
○水野甚次郎君 サウ云フ風ニ改メマス
○政府委員(男爵矢吹省三君) 鐵刀木等ノ
コトニ付テ從來ノ法文上誤解ヲ來ス虞レガ
アル、取扱ニ不便ヲ感ジマシテ此度改正ヲ
スルコトヲ適當ト認メタノデアリマス、先
程モ申上ゲマシタヤウニ實質上何モ差ノ
起ツタノデハナイ、全ク字句ノ訂正ナノデア
リマス、其コトニ付テ水野君ノ只今御質
疑ハ重大ナル意味ヲ持ッテノ御趣旨デアリ
マシテ、誠ニ御答辯ヲ申上ゲルノニ當惑ス
ルノデアリマスガ、要スルニ法文ノ書方ガ

不十分デアツタ、ソレヲ明瞭ニシタイト云フ
コトガ本旨ナノデアリマシテ、僞ヲ申シタ
ト云フヤウナ點ハ更ニ無イノデアリマス、
其點カラ申シマシテ今水野君ノ仰セノ如キ
重大ナル御詰問ヲ受ケル筋合ノコトデナイ
ト考ヘテ居リマス、次ニ貴石ノ問題ニ付テ
逮捕犯ニ付テ十分取締ガ出來ナイ結果、
斯カル修正ヲシ、稅率ノ訂正ヲスルト云フコ
トニナツタノハ、要スルニ犯罪ニ對シテ政府ガ
取締ガ無力デアル、犯罪ニ負ケタノデハナイ
カト云フコトノ御質疑デアリマシタ、決シ
テ左様デハナイノデアリマシテ、犯罪ノ
取締ハ十分出來ルノデアリマス、併シ其取
締ヲスルニ付キマシテハ非常ニ更ニ其吏員
ヲ増ストカ云フヤウニ、經費ガ餘計掛リマシ
テ、而モソレダケノコト迄ヲシテヤルコト
ガ一體國利民福ノ上カラ言ッテ適當ノコト
デアルカドウカ、寧ロ他ノ國ニ於テモ貴石
ノ如キモノハ贅澤品ト云フ觀念ニ於テハ、
イヅレノ國モ同一ニ觀念シテ居ルノデアリ
マスケレドモ、關稅ノ上カラ見マシテ、其
取締ノ便否カラ申シテ一割程度ノ關稅ニシ
テ置ク例ガ多イノデアリマシテ、是ハイヅ
レノ國ニ於テモ、其物ノ小ナル割合ニ其價
格ノ大ナルガ爲メ取締ニ非常ニ困難ヲ來ス
ト云フ其經驗カラ左様ニ取扱ッテ居ルノデア

リマシテ、理論カラ申スナラバ、吏員ヲ増シ
其他ノ嚴重ナ取締ヲスルト云フコトニ依ッテ
防ギ得ナイ筈ハナイト思ッテ居リマスガ、

付テ御考ニナル御意思ハアリマセヌデセウ
カ、此點ヲ御伺ヒシマス

ナケレバナライ、要スルニ取締ガ餘リ小
サイ品デアアルカラ、十分ニ出來ナイト云フ
コトノ御趣旨ノヤウニ承リマシタガ、是ハ

尙且場合ニ依ッテハ目的ヲ達シナイト云フ
ヤウナコトガアツテハ、失フ所バカリデハナ
ク、得ル所ハ少シモ無イ、況ンヤ裝身具ノ

ソコ迄ノコトヲスルコトガ國家ノ爲ニ利益
デアアルカドウカト云フコトヲ考ヘテ見ルト
云フト、寧ロ一般ノ例ニ倣ッテ、今日ノヤウ

書方ガ不適當デ多少不明瞭デアッタ爲ニ、茲
ニ改正ヲスルコトニナツタノデアリマシテ、其
場合ニ於テ最初ノ法文ヲ作ッタ者ノ責任ヲ

日「ビストル」ナンゾヲ取締ッテ居リマスル
方法ノ如ク、現在、持ッテ居ル者ニ所持許可
書ヲ與ヘルトカ何ト云フ方法ヲ以テシテ

テ、密輸モ根絶スルコトハ出來ルノデアリ
マスガ、ソレダケノ目的ヲ達成スル途中ニ
於テ起ル犠牲ヲ考ヘマス、國家ノ大局カ

ハ御尤ノヤウデアリマスケレドモ、決シテ
犯罪ニ對シテ政府ガ敗北シタ一ツノ證據デ
アルト之ヲ御認め下サルコトハ、少シ見當

ナ議論モ起ルカモ知ラスと思ヒマス、併シ
ソレニ付テハ非常ナ惡意ガアッタカ、或ハ
重大ナル過失ガアッタト云フコトガアリマ

デアレバ、取締法ハ幾ラデモアルノデハナ
イカト思ヒマス、是等ノコトニ付テ御考ヲ
爲サル御意思ハゴザイマセヌノデスカ

アリマス、寧ロスカル種類ノ關稅ノ如キハ、
多少低度ニ引下ゲテ此事ニ關聯シテノ犯罪
ヲ餘リ起サシメナイヤウニスルコトガ、國

違ノ仰セデハナイカト私ハ考ヘテ居リマス
○水野甚次郎君 然ラバ重ネテ御尋イタシ
マスガ、花梨木、黃楊木ハ昭和四年以來如

大ナル過失ガアツテ左様ナ法文ノ書方ヲ致
シタモノト私ハ思ッテ居リマセヌ、此儘ニ置
イテモ過シ得ルノデアリマスルケレドモ、寧

様ナ輸入ヲ止メルヤウニスル爲ニハ、今日
以上ニ嚴重ナル方法ヲ執ラナケレバナラヌ
ノデアリマス、隨テ外國カラ日本ニ參リマ

スル旅行ノ裝身具、或ハ旅行用ノ靴等ヲ
調ベマスル當ニ當ッテ、今迄ヨリモ一層嚴重
ナ方法ヲ採ル、而モ物ハ貴石ノ如キ極ク小

何ナル御取扱ニナツテ居リマス
○政府委員(谷口恒二君) 御答イタシマ
ス、花梨木、黃楊木ハ昭和四年以來八十割

ロスカル改正ノ場合ニ、斯様ニ改メルコト
ガ一層明瞭デアラウト云フ考ノ下ニ致シテ
居リマスシ、昭和四年以來今日マデ、其儘

ニハ殆下總テノモノヲ根コソギ調ベナケレ
バナラスト云フコトニナリ、從テ其手間ハ
餘程時間ガ掛リマスシ、尙ホ旅行者ニドレ

ニ付テハ、意見ノ相違デアリマスカラ、是
以上私ハ質問ヲ致ス要ヲ認めマセヌ、又機
會ヲ得テ質問ヲ致スコトニ致シマス

稅ガ掛ラナイコトニナツテ居リマス、
○水野甚次郎君 日用品トシテ十割稅ハ昭
和四年以來掛ッテ居ナイト云フコトデアリ

ニ法文ヲシテ置イテモ過ギタ位デアリマス
カラ、其過去ノ、前ノ法文ノ書方ニ付テ、
非常ナ、重大ナル過失ガアツタモノトハ思ッ

テ居リマセヌ、從テ今仰セノ如キ責任問題
ヲ之ニ關聯シテ考ヘルヤウナコトハナイト
思ッテ居リマス

○磯村豐太郎君 チョット伺ヒマスルガ、貴
石ト云フノハ「ダイヤモンド」ダケデゴザイ
マスガ、外ノモノモ入ッテ居ルノデセウカ

○水野甚次郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○磯村豐太郎君 貴石ノ問題デモウ一ツ御
尋ネシタイノデス、從來ノ十割ヲ一割ニシ

○政府委員(男爵矢吹省三君) 貴石ハ「ダイヤモンド」ダケデナク、各種ノモノガ入ッテ居ルヤウデアリマス、委細ノコトハ他ノ政府委員ヨリ御答イタシマス

○政府委員(谷口恒二君) 貴石ノコトニ付テノ御尋デゴザイマスルガ、「ダイヤモンド」バカリデハゴザイマセヌデ、只今貴石ノ中ニ含マレテ居リマスモノト心得マスモノヲ讀上ゲテ見タイト思ヒマス、「ダイヤモンド」ソレカラ「ルビー」、「サファイヤー」、「アレキサンドライト」、「トパーズ」、「スピネル」、「エメラルド」、「トルマリン」、「ジルコン」、「プレシヤスガーネット」、「クリソライ」、「翡翠」、「プレシヤスオパール」ト云フモノガ先ヅ大體ノモノデゴザイマス

○磯村豊太郎君 サウシマスト「ダイヤモンド」ノ十割ヲ一割ニ下ゲルト云フ場合ニハ、今御話ニナッタモノモ一割ニナルノデアリマス、其稅率ハ外ノモノハドウナルノデゴザイマセウカ、「ダイヤモンド」以外ハ……

○政府委員(谷口恒二君) 今回ノ改正ハ貴石ノ改正デアリマシテ、「ダイヤモンド」、「ルビー」、「サファイヤー」様ニ貴石ト解スルノデアリマスカラ、「ダイヤモンド」ガ一割ニナルト同時ニ、「ルビー」、「サファイ

ヤー」モ一割ニナルト云フコトノ解釋デス

○磯村豊太郎君 モウ一ツ伺ヒマスガ「ダイヤモンド」バカリデヤナク、貴石全體ハ度々此稅率ハ是迄騰ツタリ下ツタリ、一割ニナツタリ、五割ニナツタリ、五分ニナツタリ致シテ居リマスガ、其變リマシタ度ノ輸入ノ額ヲ御調べニナッタモノ何カアリマスカ

○政府委員(谷口恒二君) 貴石ノ輸入額ニ付テノ御尋デゴザイマスルガ、御手許ニ差上ゲテゴザイマシテ、届イテ居ルト思フノデゴザイマスルガ、ドウモ古イ所ハ御手許ニモ參ッテ居リマセヌカト思ヒマスガ、大體ニ於キマシテ貴石ト申シマスノハ、元ハ五割ノ稅金ノアツタ時代ガアルノデアリマス、ソレガ明治四十四年ト記憶イタシテ居リマスガ、其時ニ五分ト云フコトニナリマシテ、大正十三年迄參リマシテ、大正十三年ニ十割ト云フコトニ相成リマシタノデアリマスカ、古イ所ハ後程又數字ヲ調べマシテ申上ゲマス、大體五割デアリマスルカラ五分ニ下ガリマシタ時ニハ、輸入ガ矢張り統計ノ上ニ於テ増加イタシテ居リマス、最近ニ於キマシテ大正十三年ニ十割稅ガ掛リマシテカラ後ハ輸入ハ非常ニ減ジテ居ルヤウナ大體ノ趨勢ニ相成ツテ居リマス

○大澤徳太郎君 私モ貴石ノコトニ付キマ

シテチヨット御伺ヒシタイノデアリマスガ、此度政府ガ十割ヲ一度ニ一割迄御下ゲニナルト云フ御提案ハ、是ハモウ業界ノ多年ノ宿望ガ充サレタ譯デゴザイマシテ、政府ガ斯カル英斷ニ御出マシニナツタト云フコトニ付テハ私ハ大イニ敬意ヲ表シタイト思フノデアリマス、然ルニ以前五分デアリマシタモノヲ今度御直シニナリマスナラバ、何故元通りノ五分ニナサラナイデ、一割ニ之ヲ御止メニナッデ居リマスルカ、其邊ニ付テノ御意嚮ヲ先ヅ伺ヒタイト思フノデアリマス

○政府委員(谷口恒二君) 只今大澤サンノ御質問御尤ト存ズルノデアリマスガ、ソレニ付キマシテ極ク率直ニ申上ゲマスルト、大體二ツ三ツノ點ヲ考ヘテ居ルノデゴザイマシテ、元ハ五分デゴザイマシテ、ソレガ大正十三年以來十割課セラレテ居リマス、今回十割ヲ外シマシテ五分ニ落チルノハ、矢張り從來十割稅ヲ掛ケテ居リマシタ關係上、言葉ハ如何カト思ヒマスガ忍ビナイヤウナ點、多少サウ云フ感ジモ致スノデアリマス、ソレカラ又色々其方面ノ取引ニ關係シテ居ラレマスル方々ノ御意見モ承ツタノデアリマスガ、是亦甚ダ如何カト思ハレルコトハゴザイマスケレドモ、斯ウ云フ密輸

出、密輸入、稅金ヲ逃レルト云フコトニモ相當ノ費用ガ掛カルモノデアルト云フヤウナコトモ承ツテ居リマシテ、甚ダ上品デナイ言葉デアリマスガ、一割デハ元ガ取レルカ取レナイカ、其邊ガ大體ノ境目ノ所デハナイカト云フヤウナ御意見モ拜承シタ次第モアルノデアリマス、ソレカラ又先程チヨット申上ゲマシタ通りニ此貴石ノ稅率ハモト明治三十九年ニハ五分、サウシテ半貴石ノ方ガ五割ト云フ……明治三十九年申シタノハ誤リデアリマシテ、明治三十九年ニハ貴石、半貴石トモ五割デアリマシテ、明治四十四年ニハ半貴石ハ其儘ニシテ貴石ハ五分ト云フコトニナリマシタ、今回ノ改正案ニ依リマスと、半貴石ハ依然トシテ十割ニ上ボリ貴石ハ一割ニ落チル、明治四十四年當時ノ五割、五分ニ對シテ十割、一割ト云フノハ多少ノ手懸リデハナイカト云フト云フノハ多少ノデアリマス、ソレカラ又諸外國ノ貴石ニ對スル稅率ヲ大體調べタノデアリマスガ、ソレニ依リマスルト云フト、無稅ノ國ガ多イノデアリマスケレドモ、アメリカノ如キ一割ト云フ稅率ヲ持ッテ居ル例ガアリマス、是等ノ點モ參酌イタシマシテ大體一割ト云フ見當ヲ付ケマシタヤウナ次第デアリマス

○大澤徳太郎君 私モ其一割ヲ決シテ高イ

ト云フ意見ヲ以テ申上ゲテ居ルノデハナイ
ノデアリマシテ、一割ト云フコトハ或ハ當
ヲ得タ率デアルカ知レヌノデゴザイマスガ、
先程カラモ御話ガゴザイマシタ通りニ、極
メテ嵩ノ小サイモノデ、密輸ヲ致シマスニ
ハ是以上便利ナモノハ無イト申シテモ宜イ
位ナモノデアリマス爲ニ、稅率ハ成ルベク
低イ方ガヨリ好キ結果ヲ得ラレハセヌカト
云フ風ニ考ヘラレマスノデ、一應其點ヲ御
伺ヒシタヤウナ譯デス、ソレカラ今一ツ伺
ヒタイト思ヒマスルコトハ、昨年モ私豫算
會議ノ折ニ大藏大臣ニ質問ヲ致シタノデア
リマスルガ、昨年ハマア十割ヲ一向下ゲル
ト云フ御意思ガ無カッタモノデスカラ、ソ
レナバドウシテ此密輸ヲ御防ギニナル御
考ガゴザイマセウカ、ドウ云フ手段ヲ政府
デ御考ヘニナツテ居リマスカト云フコトヲ
私ハ重ネテ御尋ラシタノデス、其折ノ大藏
大臣ノ御答辯ハ、出來ルダケ各商店ノ帳簿
デモ稅務官吏ニ調べサシテ、精々其取締ヲ
スルト云フヤウナ御答辯ガアッタヤウニ記
憶ヲ致シテ居リマス、ソレニ對シテ私ハ、
サウ云フコトハ實際仰シヤツテモナカ／＼
實行ノ出來ナイ問題デ、是ハモウ稅率ヲ御
下ゲニナルコトノ外、ナカ／＼密輸ヲ防グ

途ハ無イト思ヒマスルカラ、十分ノ御考慮

ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ、質問ハ
マア打切ッタノデアリマス、今度一割ニナリ
マスレバ、餘程密輸ト云フコトハ、私ハ防
グルト思ヒマス、此一割ヲ侵ス者ハ餘程ノ
是ハマア罪ノ重イ方デアリマシテ、マア恐
ラクサウ云フコトヲスル人ハ餘程減ルダラ
ウト思ヒマスガ、併ナガラソレカト申シテ、
全然是デ密輸ガ完全ニ防止出來ルト申ス譯
ニハ私ハ行カヌト思フノデアリマス、其邊
ニ付キマシテ何カ取締上ノ御考ハ、政府ニ
於テドシナ風ニ御考ヘニナツテ居リマスカ、
一應伺ヒタイノデアリマス
○政府委員(谷口恒二君) 只今ノ貴石ノ稅
金ヲ逃レテ、密輸入スルト云フ點ノ取締ノ
コトニ付テノ御質問デゴザイマスルガ、今
回此十割ヲ一割ニ致シマスニ付キマシテモ、
此方面ノ取締ト云フモノヲ油斷イタシマシ
テ、手ヌルクスルト云フヤウナ考ハ無イノ
デゴザイマシテ、前議會等ニ於キマシテ大
澤サンノ御質問ノ際ニ政府ノ側ニ於キマシ
テ、各場合ニ御答ヘ申上ゲマシタヤウニ、
警察ノ官憲トノ聯絡ヲ緊密ニスルト云フヤ
ウナ方面ニ意ヲ用キマシテ、稅率ガ安クシ
テ、皆其方ニ稅金ヲ納メテ入ルダラウト云
フヤウナ、專ラコチラノ方ノ取締ノ手ヲ緩

メルト云フコトハ全然イタシマセヌ、從來

通りニ嚴格ニ其方面ノ監視ヲ一方ニ於テス
ル、他ノ方面ニ於テ正當ニ取引サレル方ハ、
安心シテ取引サレルト云フヤウナ狀態ヲ茲
ニ作り出シタイト云フ風ニ考ヘテ居ル次第
デゴザイマス
○大澤徳太郎君 只今ノ御意見ニ依リマシ
テ、略々了解イタシマシタノデゴザイマス、
實ハ業界ノ方ニモ安心シテ貴石ヲ取扱フコ
トノ出來ルヤウニナリタイト云フノガ、是
ガモウ宿望ナノデアリマス、實際自分ノ店
デ扱ッテ居ル石ニ對シテ、ハツキリ稅金ヲ
拂ッテアルノカドウカモ分ラヌト云フヤウ
ナコトガ非常ニ不安デ困ル、殊ニ今回ハ取
扱者ニ對スル制裁モ大變重クナッタノデ、萬
一不知不識ニ「ダイヤモンド」ヲ販賣イタシ
テ居リマシテ、ソレガマア脫稅品デアッタト
スル、勿論情ヲ知ラナンダ者ニ對シテハ何
等ノ制裁アル譯デハゴザイマセヌケレドモ、
併ナガラサウ云フコトト云フモノハナカナ
カ證據立テルコトガ困難デアアルノデアリマ
ス、ウツカリ脫稅品ヲ扱ッテ爲ニ非常ニ重イ
罰金ト申シマスカ、制裁ヲ受ケルト云フコ
トニナツテハ第一其店ノ名聲ニモ影響スル
シ、思ハザル損害ヲ蒙ルト云フコトニナリ
マスカラ、其點ヲ當業者ハ非常ニ心配シテ

居リマス、ソコデ十分密輸ト云フコトノ監

視ハ誠ニ必要デゴザイマスルガ、此前ノ大
藏大臣ノ御答辯ノヤウニ各商店ニ就イテ帳
簿ヲ調べルト云フヤウナコトハ、是ハ實際
問題トシテハ行ハレヌコト、又ソシナコト
ハ何等效果ノ無イコトデアルト思フノデア
リマシテ、ドウゾ政府ニ於カセラレマシテ
ハ眞摯ニ當業者ノ方ミト始終聯絡ヲ御執リ
ニナリマシテ、成ルベク其密輸ノ疑ガ若シ
アルヤウナ品物ヲ見付ケタナラバ、直チニ政
府ニデモ密告スルト云フヤウナコトニデモ
サシテ、サウシテ彼等ハ自分等ノ取扱ッテ居
ルモノハ何時モ安心ヲシテ賣買ノ出來ルト
云フヤウニサシテ戴クコトガ極メテ肝要デ
アルマイカト思フノデアリマス、唯私はダ
ケノ希望ヲ述ベマシテ質問ヲ打切りマス
○委員長(子爵曾我祐邦君) 私チヨット承
リタイノデスガ、只今マデ稅關其他ニ於テ、
貴石ノ密輸入ニ關スルモノニ對スル所謂發
覺セルモノニ對シテノ數量トカ、或ハ金額
ニ見積ツタモノノガドノ位ゴザイマスカ
○政府委員(谷口恒二君) 只今密輸入ノ反
則ニ關スル御質問デゴザイマスガ、此貴石
ダケニ付キマシテハ、昭和九年デ申シマス
ト、件數ニ致シマシテ四十五件、稅金ニ致
シマシテ、稅金ニ致シマシテト申シマスノ

ハ、連脱イタシマシタ税金ガ七十二三萬圓ニナツテ居リマス、自然其貴石ノ價額モ現在ハ十割稅デゴザイマスカラ七十二萬圓餘ニ上ツテ居ル

○委員長(子爵會我祐邦君) モウ一ツ伺ヒマスガ、嘗テ曩ニ十割ノ稅ヲ掛ケラレマシタ理由ハ、餘リ日本國民ガ贅澤ニナリ過ギルト云フコトヲ防グ爲ノ風教ニ關スル或力ガ働イタ結果、十割ニナツタノデハナイカト思ハレルノデゴザイマスガ、此時代ニ果シテサウ云フコトガアツタノデアリマセウカ、或ハ唯餘計ナ贅澤品ダカラ高ク掛ケルト云フ意味ノ間ニハ、斯ウ云フ大キナ點マデ考ヘラレタヤウナ形跡ガアルノデアリマスガ、ドウデアリマセウカ、ソレヲ承リタイ

○政府委員(谷口恒二君) 此贅澤稅法ガ大正十三年ニ制定イタサレマシタ趣旨ハ、國民ノ奢侈ノ風ヲ抑制スルト共ニ、國際貸借ノ情況ノ改善ニ資スル所ガアリタイト云フノガ趣旨デアッタ心得テ居ルノデアリマス、當時貴石ノ如キモ矢張り此贅澤品ノ中ノ一ツトシテ數ヘ上ゲラレテ、課稅サレルコトニナツタト云フ風ニ承知イタシテ居リマス

○委員長(子爵會我祐邦君) モウ一ツ伺ヒマス、是ハ貴方ニ御質問シテモ或ハ無理ナ問題カモ知レマセウガ……然ルニサウ云フヤウナ國民ノ奢侈ヲ間接ニ取締ルトカ、サウ云フコトヲ防グト云フヤウナ非常ナ意味ノ強イモノヲ持タサレタ稅率ガ今後一割ニ戻ルト云フノハ、其以前考ヘラレタ大キナ問題其モノハ今度ハ眼中ニ無クオヤリニナル御積リデアリマセウカ、單ニ密輸入ト云フ今ノ問題ダケノ御説明ノ理由ダケデナク、サウ云フモノハ今度ハ問題ニセズニ關稅ヲ御下ゲニナルノデアリマセウカ、ソレヲ一ツ伺ヒマス

○政府委員(谷口恒二君) 只今會我子爵ノ御質問ハ誠ニ御尤ナ點デアリマシテ、其點ニ付キマシテハ我々ト致シマシテモ、今回色ミ思フ致シタ點モアルノデアリマス、貴石ト云フヤウナ容積極メテ小ニシテ價格ノ甚ダ高イ品物ニ對シテ税金ヲ掛ケルト云フコトニ付キマシテハ、大正十三年贅澤稅法ノ制定サレマシタ前後ニ於キマシテモ色ミ議論ノアツタ點デアルト記憶イタシテ居ルノデアリマス、是ハ勿論「ダイヤモンド」ト申シマスモノハ、ソレハ如何ニモ贅澤品デゴザイマシテ、ソレガ贅澤品デナイト云フコトハ甚ダ申上ゲ兼ネルト思フノデアリマス、併シ此「ダイヤモンド」ヲ色ミノ貴金屬ノ臺材ニ嵌メマシタヤウナ指輪其他ノ色ミ

ナ裝飾品、サウ云フモノハ依然トシテ十割稅ヲ掛ケラレルト云フコトニ殘ツテ居ルノデアリマス、唯此品物ノ小サクシテ高イト云フ特質ニ鑑ミマシテ、贅澤品デハアルケレドモ、其點ヲ特ニ考ヘテ已ムヲ得ザルニ出ル措置トシテ、斯ウ云フコトニ考ヘラレルコトニ相成ツタノデアリマシテ、此「ダイヤモンド」等ノ貴石ニ付キマシテハ、貴重ナルモノデハアルケレドモ、課稅上高率ノ稅ヲ課スルコトハ甚ダムツカシイ點ガアルト云フコトハ、是ハ謂ハバ世界各國ニ於テ考ヘラレテ居ル點デゴザイマシテ、如何ニモ贅澤貴重ナルモノデハアリマスルケレドモ、此品物ノ斯ウ云フ性質上已ムヲ得ナイモノデアルト云フ風ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○委員長(子爵會我祐邦君) 私ノ質問ハ是ダケニシテ置キマス、限りガアリマセウカラ……

○男爵安場保健君 此大正十三年法律二十四號中改正法律案ノ第六百十二號ノ項一ヲ左ノ如ク改ムト云フ中ニアル鐵刀木ト書イデアリマスノハ、是ハ「リグナム・バイト」ノコトデゴザイマセウカ

○政府委員(谷口恒二君) 「タガヤサン」ノコトデゴザイマス

○男爵安場保健君 「リグナム・バイト」ヤナンカハ此中ニハ入ッテ居リマセウカ

○政府委員(谷口恒二君) 「リグナム・バイト」ハ別ノ稅目ニ入ッテ居リマス、無稅ニ相成ツテ居リマス

○男爵安場保健君 ソレカラ紅木ト云フノハ何デスカ

○政府委員(谷口恒二君) 紅木ト申シマスノハ、紫檀ノ種類デゴザイマシテ、三味線棹ノヤウナモノニ使ハレテ居リマス

○男爵安場保健君 モウ一ツ伺ヒタイノデ

スガ、ソレハ關稅定率法中改正法律案ニ「マグネシウム」ヲ「マグネシウム及マグネシウム合金」ニ改ムトアリマスガ、此事ニ關シマシテハ、此改正ガ矢張り航空機ノ製造等ニ可ナリナ影響ヲ持ッテ居リハシナイカト思ヒマスガ、陸海軍又ハ航空機製造會社此邊リト御打合せ濟ミデゴザイマセウカ

○政府委員(谷口恒二君) 御尤ナル御質問デゴザイマスルガ、此「マグネシウム」合金ハ御承知ノ通り内地ニ於テ十分生産ガ出來テ參リマシテ、陸海軍方面ニモ不便ヲ來シハシナイカト云フ點ニ付キマシテモ、研究ヲ致シマシタ次第デアリマス

○男爵安場保健君 ソレハ御打合せ濟ミデゴザイマスネ、鋼鐵アタリト殆ド同等程ノ

強サヲ持ツテ居ル合金モアルヤウニ承知イ
タシテ居リマスガ、サウ云フモノハ内地デ
マダ出來ナイモノモアルト思ヒマス、サウ
云フ點ニ付テ御打合せ濟ミデゴザイマセウ
カ

○政府委員(谷口恒二君) 只今ノ點ニ付キ
マシテハ「マグネシウム」合金ノ各種類ニ互
リマシテ、内地ニ於テ全部生産ガ出來ルヤ
ウナ狀態ニナツテ居ルヤウニ心得テ居ルノ
デアリマス

○男爵安場保健君 マダ出來ナイモノガ確
ニアルト思ヒマスガ、其點ニ付キマシテ、
航空機製造會社又ハ陸海軍ト十分御協議ヲ
願ツタ方ガヨクハナイカト思ヒマスガ、是ア
ルガ爲ニ、内地デ拵ヘル飛行機ノ原料ガ非
常ニ高クナルト云フコトハ避クベキコトデ
ヤナイカト思ヒマスノデ、チョット御注意申
上ゲマス

○政府委員(谷口恒二君) 色ミ御専門的ノ
御注意デゴザイマシテ、其點モ能ク調ベル
コトニ致シタイト思ヒマス

○委員長(子爵會我祐邦君) 皆様ニ御相談
イタシマスガ、モウ時間モ迫リマシタト思
ヒマスカラ、本日ハ此程度デ散會イタシマ
シテ、皆様ノ御意嚮ヲ承リマシテ、或ハ午
後デモ、明日デモ開キタイト思ヒマス、如

何デゴザイマスカ……明日中ニ開キマス本
日ハ是ニテ散會イタシマス

午前十一時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵會我 祐邦君
副委員長 眞野 文二君
委員

侯爵細川 護立君
侯爵徳川 頼貞君
伯爵溝口 直亮君
男爵安保 清種君
子爵井上 勝純君
子爵高橋 是賢君
男爵伊藤 一郎君
男爵安場 保健君

青木 周三君
大川平三郎君
磯村豐太郎君
大澤徳太郎君
水野甚次郎君
政府委員
大藏政務次官 男爵矢吹 省三君
大藏書記官 谷口 恒二君

貴族院臨時利得稅法案特別委
員會議事速記錄第二號正誤

頁	段	行	誤	正
八	四	四	配ヲ	配當ヲ
〃	〃	二四	法人「コム「ホールディング・	法人「コム「カムペニー」
九	一	三四	法人「コム「カムペニー」	法人「コム「カムペニー」
〃	二	四五	法人「コム「カムペニー」	法人「コム「カムペニー」
〃	〃	七	法人「コム「カムペニー」	法人「コム「カムペニー」
〃	〃	一〇	法人「コム「カムペニー」	法人「コム「カムペニー」
〃	〃	二〇	法人「コム「カムペニー」	法人「コム「カムペニー」
一三	四	二二	預金部ノ	預金デ公債